平成２４年（フ）第３２８３号
東京都荒川区荒川５―33―３、住民票上の住所静岡県下田市白浜1706―４
破産者　鈴木　明美
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３００号
東京都東村山市恩多町５丁目40―６―509
破産者　田村世津子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３５９号
千葉県市川市東国分２丁目１―41―203
破産者　今村　博雅
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２８号
東京都江戸川区船堀４丁目10―22
破産者　山田　昌男
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９６４号
千葉県市川市曽谷４丁目34―30
破産者　入山　英司
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９７８号
東京都中野区上高田３丁目17番13号
破産者　幹本工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０１３号
埼玉県所沢市緑町２丁目３番４号
破産者　株式会社トレジャー
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０１４号
東京都東村山市秋津町２丁目13―13―102
破産者　程塚　正美
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１４８号
東京都豊島区南池袋２丁目47番６―1002号
破産者　有限会社さくらんぼ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１４９号
東京都豊島区高田２丁目７―15
破産者　野中加代子（旧姓芹澤）
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２００号
東京都世田谷区若林４丁目35―21―103
破産者　小林　三芳
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２８号
千葉県浦安市入船１丁目８番１―2505号
破産者　エアビジネスセンター株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２９号
千葉県浦安市入船１丁目８番１―2505号
破産者　株式会社ＪＴＳ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３１号
千葉県浦安市東野１丁目27―１―814
破産者　金谷　敬子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６５号
茨城県つくば市羽成423番地５
破産者　株式会社Ｍ’ｓＺｏｎｅ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目14―９―507
破産者　軍司勇尚こと　金　　勇尚
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４８２号
埼玉県さいたま市岩槻区大字末田1527―３
破産者　杉原　英樹
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４８３号
埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚867―２
破産者　杉原　和宏
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４８８号
東京都新宿区天神町15番地、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区飯田橋４丁目４番16号
破産者　有限会社イコブ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４８９号
神奈川県川崎市麻生区岡上71―２―２―513、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区西生田４丁目14―６
破産者　中村　　功
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部